



第1回 2013年10月号

高嶋 英弘

KCCN 理事長

京都産業大学法務研究科教授

「KCCN ニュース」をはじめるとあって

皆さんこんにちは。理事長の高嶋です。

現在、KCCNには、100名を超える会員の皆さんがおられますが、私を含め、理事会や事務局のメンバーと会員の皆さんが直接お会いしてお話しできる機会は、例会や総会に限られています。

また、例会や総会には必ずしも全員が参加できるわけではありませんので、KCCNの活動状況が、会員の皆さんに十分に伝わってこなかった面があります。

しかし、適格消費者団体制度の本来の趣旨は、会員の皆さんを含めた市民の声を受けて、団体が直接に企業活動をコントロールするという点にあります。

この趣旨からすれば、「いま、理事会のメンバーが何を考えてどんな活動をしているか」を会員の皆さんに随時お伝えすることもまた、理事会の重要な役割であると思われまます。

そこで、今月の理事会において、理事と事務局が随時KCCNの活動状況をお伝えするとともに、最近の消費者法の動きや団体活動と関係する裁判例などのトピックを情報提供していく目的で、MLに「KCCN ニュース」を配布させて頂くことになりました。今後、これをもとにして、皆様から様々なご意見やご批判を賜ればと考えております。よろしくお願ひします。

第1回 KCCN ニュース

皆様もご承知の通り、集団的消費者被害の救済に向けた制度の実現が、目の前に迫っています（この制度の概要はココ→<http://www.caa.go.jp/planning/index14.html>）。

この制度が実現すれば、適格消費者団体の業務は消費者被害の回復にまで拡大されることになり、その社会的な意義は、さらに大きくなります。

さて、この制度が重要であることはいまでもありませんが、実は、今年の6月にひっそりと成立した「食品表示法」の中にも、適格消費者団体の業務拡大につながる、かなり重要な制度が含まれています。

この法律は、これまで食品衛生法や日本農林規格法などに分散しておかれていた食品表示規制を一元化するとともに、表示内容と表示方法を統一するための新法です。この法律は、今年6月に公布され、2年以内に施行されます。

日経新聞の記事はこちら→http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG20048_R20C13A6CR0000/

この法律の概要説明はこちら→http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_gaiyo.pdf

この法律の条文はこちら→http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_houritsu.pdf

このように、同法の主眼は食品表示規制の統一にある訳ですが、表示規制にとどまらず、本法には適格消費者団体の業務拡大につながる非常に重要な規定が置かれています。

同法 11 条は、著しく事実に相違する表示がなされていたり、そのような表示がなされるおそれがある場合、適格消費者団体に、差止請求権を付与しているのです。

条文を見ておきましょう。

11 条「…適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実に相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実に相違する表示を行った旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。」

ただし、表示規制の内容は、同法 4 条によって大枠が示されるにとどまっており、具体的な規制内容は、内閣府令によって具体化されることとなります。従って、この法律を実効性のあるものにするためには、今後の動向をしっかりとチェックする必要があります。

そこで、先に ML でお知らせしましたように、2013 年 11 月の例会において、副理事長の坂本さんから、上記食品表示法の概要および KCCN がこの制度をどのように活用できるかをお話しして頂くことになりました（10 月 11 日午後 6 時 30 分～、於：京都司法書士会館 3 階）。



お気軽に参加して
くださいね。

食品表示は、衣食住に関連する法規制のうち、最も身近でかつ重要であると言っても過言ではありません。今後の生活や消費者相談にも密接に関連する事項ですので、会員の皆様におかれましてはぜひご参加頂き、今後の KCCN 活動のあり方をもとに考える機会にすることができれば、と考えています。